

愛知医科大学における公的研究費等の使用に関する行動規範

平成27年3月1日

学 長 裁 定

大学における科学研究は、国民の信頼とそれに基づいた国民からの負託によって支えられている。とりわけ、公的研究費等の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものであり、それを起こした研究者が所属する機関ばかりではなく、我が国の科学技術振興体制を根底から揺るがすものである。

このことを踏まえ、愛知医科大学（以下「本学」という。）は、公的性格を有する学術研究の信頼性と公正性を担保し、大学の学術研究業務に対する国民の信頼を確保するため、研究等を遂行する上での行動（態度）の基準を行動規範として次のとおり定める。

本学の教職員その他公的研究費等の運営及び管理に関わる全ての者（以下「研究者等」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

- 1 研究者等は、公的研究費等が本学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 研究者等は、公的研究費等の使用に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等並びに事務処理手続き及び諸規定を遵守しなければならない。
- 3 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費等の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 4 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 研究者等は、公的研究費等の使用に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6 研究者等は、公的研究費等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得並びに本学諸規程及び事務処理手続きの理解に努めなければならない。

（注1）公的研究費等とは、国、独立行政法人等から配分される研究費及び民間企業等からの研究費等、本学で扱う全ての研究費をいう（公的機関からの補助金、助成金、委託費、科研費、民間企業等からの受託研究費及び共同研究費、寄附等）。

（注2）不正使用とは、故意又は重大な過失（架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等）により公的研究費等の適正な運営及び管理に関する関係法令、配分機関（本学に公的研究費等を配分する機関をいう。）の定める規定等又は本学の諸規程に違反して公的研究費等を使用することをいう。